

給与支払報告書（個人別明細書）記載例

8

※年末調整を実施した場合											
給与支払報告書（個人別明細書）	※区分										
	(受給者番号) 001-000015										
	支 払 受け る 者 住 所	(個人番号) 012345678912									
		(役職名) 係長									
	氏 名	(フリガナ) ミサト タロウ									
		(氏名) 美里 太郎									
	種 別		支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額			
	給与・賞与		内 円 8,970,000	内 円 6,973,000		内 円 3,663,127		内 円 96,200			
	2 控除対象配偶者等	配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)				16歳未満 扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 の親族の数	
			特 定	老 人	そ の 他	特 親		特 别	そ の 他		
有 徒 有	内 円 380,000	内 円 1 人 徒 人	内 円 1 人 徒 人	内 円 1 人 徒 人	内 円 1 人 徒 人	内 円 1 人 徒 人					
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
内 円 630,000		内 円 1,533,327		内 円 115,000		内 円 44,800		内 円 4 140,000			
(摘要) 福島県大沼郡会津美里町字新布才地44444番地 有限会社 ○○ 令和7年3月31日退職											
5 支払金額 1,086,000円 徴収税額 16,470円 社会保険料 155,538円											
控除対象扶養親族等の内訳	生 金	新生命保険料の金額	内 円 24,000	旧生命保険料の金額	内 円 36,000	介護医療保険料の金額	内 円 48,000	新個人年金保険料の金額	内 円 53,000	旧個人年金保険料の金額	内 円 72,000
	住 宅	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	年 31 月 3 日 14	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	内 円 14,000,000		
	内 計	住宅借入金等特別控除可能額	内 円 140,000	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)	内 円			
	2 配偶者	(フリガナ) 美里 花子	区 分	配偶者の合計所得	0	国民年金保険料の金額	内 円 176,460	旧長期扶養保険料の金額	内 円 19,600		
		個人番号	012345678913								
	1	(フリガナ) 美里 一郎	区 分	16歳未満の扶養親族	1	基礎控除の額	内 円 580,000	所得金額調整控除額	内 円 47,000		
	2	(フリガナ) 美里 次郎	区 分	10	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	5					
	3	個人番号	区 分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号							
	4	個人番号	区 分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号							
	未成年者	死亡災害者	乙 標	本人が障害者特別その他	寡 婦	ひとり親	勤 劳 学 生	中途就・退職		受給者生年月日	
							就職	退職	年 月 日	元 号	年 月 日
							○	7 4 1	昭和	55	10 12
支 払 者	個人番号又は法人番号 0123456789123 (右詰で記載してください。)										
	住所(居所) 又は所在地 福島県大沼郡会津美里町字新布才地22222番地										
	氏名又は名称 株式会社 ○○ (電話) 0242-55-〇〇〇〇										

※記入方法の詳細は、国税庁の「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

国税庁 法定調書 手引き 令和7年



【作成上の注意点】

① 給与受給者について

(住所欄) 令和8年1月1日(退職者は退職時)現在の住所又は居所を確認して記載してください。
(受給者番号欄) 税額通知書に受給者番号の記載が必要な場合は使用してください。
(個人番号欄) 必ず個人番号(マイナンバー)を記載してください。
(氏名欄) 必ずフリガナをふり、役職名を記載してください。

② 扶養親族等について

控除対象配偶者や扶養親族等の数(障害者の数)とその氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。特に16歳未満の扶養親族は控除額はありませんが、町民税・県民税の非課税判定等に影響しますので、忘れずに記載してください。

控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分欄に非居住者に該当する要件に応じた数字を記載してください。

特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分欄に数字を記載してください。

※区分欄に記載する数字については、国税庁の「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

③ 生命保険料及び地震保険料控除について

生命保険料及び地震保険料控除額は、所得税と町民税・県民税で計算方法が異なるため、保険料支払金額を忘れずに記載してください。

④ 住宅借入金等特別控除について

町民税・県民税においては、所得税で控除しきれなかった額を控除する(上限あり)ので、控除額の計算のため、控除可能額、特別控除の額、控除区分及び居住開始年月日等を必ず記載してください。

⑤ 摘要欄等について(主な事例)

前職分の給与支払金額等を合算している場合は、前職分の会社名、給与支払金額、源泉徴収税額、社会保険料等を記載してください。

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。

控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号、5人目以降の扶養親族の個人番号」欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、この欄に記載される16歳未満の扶養親族については、氏名の後に「(年少)」と記載してください。

* 個人別明細書(1人につき1部作成)は、特別徴収と普通徴収に分けて提出してください。

* 給与支払報告書の提出後、訂正がある場合は速やかに訂正の給与支払報告書等を提出してください。また、提出後に他市町村への居住が判明した場合は、その旨を届け出してください。

* 青色事業専従者給与の支払をされている場合には、「種別」欄に「専従者給与」と記載してください。

* 白色申告事業者の方は、専従者の給与支払報告書を提出する必要はありません。

* 令和7年度税制改正により、特定親族特別控除に係る項目が新規追加されています。

また、基礎控除や給与所得控除についても見直しが行われています。

記載漏れや記載誤り等のないようご注意ください。

特別徴収の推進 ~ご協力をお願いします~

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)には、地方税法の規定により、原則、町民税・県民税・森林環境税を特別徴収(給与から差し引いて事業所が納入する方法)していただくことになっております。

詳しくは町民税務課町税係(電話0242-55-1166)へお問い合わせください。

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。